

規約

この度は「手軽にレンタルあるるアウトレット」をご利用いただきまして誠にありがとうございます。弊社レンタル商品のご利用に際しましては、下記のレンタル規約をお読みの上、その内容につきご了承の程、宜しくお願ひ申し上げます。

- 株式会社あるる（以下「甲」という。）はお客様に対し、本規約に基づき「手軽にレンタルあるるアウトレット」レンタル明細確認書（以下「レンタル明細書」という。）に記載された商品（以下「商品」という。）を賃貸とします。
- 甲は本規約を随時変更できるものとします。但し、一般的に公正・妥当とされるものに限ります。この場合、変更された内容は、ホームページ上に公表した時点またはカタログ・パンフレットその他の媒体に掲載した時点から効力を生ずるものとします。
- レンタル商品につきましては甲のホームページ並びにパンフレット等に記載されている画像はイメージとなり実際の商品とは異なる場合があります。またレンタル商品のメーカー・仕様・型番等のご指定は出来ません。
- 申込みの受付はお届け日の3営業日以上前に甲へWeb/FAX等での専用の申込フォームで届いたもの、または電話で申込みを受付たものに限らせていただき、甲からお客様に申込内容を確認（電話・電子メール・FAXで確認）した時に甲のサービス利用契約が成立するものとします。また契約後の契約内容の変更は当該代金のお支払確認と当該商品の入荷以前、出荷以前の場合に限らせていただきます。商品の内、エアコンに関しましては申込みから取付け工事及び取外し工事が完了するまでに10日間以上を要する場合があります。またエアコンの取外しにつきましては他のレンタル商品との同時回収になりますのでレンタル商品回収前に取外し工事をさせていただきます。
- お客様から申込みを受付てから配送・商品等の手配を完了し納品予定日の平日4営業日前から納品当日までにキャンセルの場合は、レンタル明細書記載の初期費用全額をキャンセル料として請求致します。5契約以上の複数契約の場合は、平日13営業日前から納品当日までと致します。回収につきましても同様とします。
- お客様は甲のレンタルサービスを利用するにあたりご案内させていただいた必要書類を期日までに遅滞なく提出するものとします。期日までにご提出いただけない場合は本規約違反となり、商品の納品は出来兼ねます。
- 甲はレンタル明細書に記載するレンタル商品とレンタル期間によって申込手数料、レンタル料、配送料その他諸経費を一括前払いで請求します。但し、設置場所によって別途部材料金が発生する場合があります、その際には現地でお支払いいただくものとします。
- レンタル期間はレンタル期間の起算日は商品の納品日とします。レンタル期間中に1ヵ月に満たない期間がある場合も日割りでの計算は致しません。

サイト名	プラン	期間	支払	支払方法	発生
アウトレット	セト	1年・2年	一括払い	振込	レンタル料・配送/設置料・その他諸経費
手軽にレンタル「あるる」	単品	1ヵ月～12ヵ月	一括払い	振込・クレジット・NP後払い	レンタル料・配送/設置料・エアコン工事費・その他諸経費

アウトレット商品以外の商品をレンタルされたい場合は、その商品は単品契約プランでご契約となります。また、アウトレット契約プランは製造より約5年～6年以上経過の商品または、製造より5年未満で外観に商品劣化（傷、凹み、日焼け等）が多少みられる物品となります。メンテナンスやクリーニングは行った物品となります。

振込手数料はお客様負担となります。

- お客様の納品先がレンタル明細書に「お客様ご自身で設置・梱包エリア」（以下「ご自身で設置・梱包エリア」という。）に記載にあるお客様につきましても、お客様ご自身において設置（開封・組立て）・取外し（組外し・梱包）（以下「設置・取外し」という。）をしていただきます。その設置・取外しにおいてお客様並びに第三者が損害を破った場合には、お客様が賠償の責を負うものとします。回収の際は甲より郵送又は納品時保管の梱包材に付属してある梱包指示書に従い梱包・集荷手続きを踏み指定業者に引き渡すものとします。またその他のエリアより甲の承諾を得て「ご自身で設置・梱包エリア」に商品を移動したお客様や設置をご希望されなかったお客様も同様とします。
- 「ご自身で設置・梱包エリア」以外の設置希望をいただいているお客様に対して甲は商品を納品場所において設置し、お客様はレンタル終了日までに返却するものとします。甲は設置、取外し等によりお客様の指定する設置場所に、お客様の承諾を得た上で立ち入ることが出来ます。商品の納品及び返却当日お客様またはお客様からご指定いただいた立会者様がご不在の場合、再配送等に要する費用を甲の指定する日までに指定する方法で支払うものとし、その際の振込手数料はお客様が負担するものとします。
- レンタル商品設置作業終了後、動作確認を行っておりますが、納品後設置不良による不具合がある場合は7日以内にご連絡とし、7日を経過致しますと商品設置不良による不具合にはなりませんのでご了承下さい。
- 管理人の許可を取られておらず、当日立ち入り出来かね再配達となった場合、再配送等に要する費用を甲の指定する日までに指定する方法で支払うものとし、その際の振込手数料はお客様が負担するものとします。納品先が集合住宅への搬入・搬出に関して、お客様が管理会社及び管理人へ予め弊社の配送が入る旨を伝えておくこととします。
- エアコンの取付工事は、標準取付工事となります。標準取付工事は、配管パイプ4m、室外機用ブラブロックが付属されており、配管穴・エアコン専用コンセント・室外機を位置させるスペースがあり、配管パイプの長さが4m以内の工事に限ります。それ以外の工事の場合は、別途追加工事料金が発生し、お客様が負担するものとします。原則、追加工事は現地でのお支払となります。また家主様の承諾が得られない場合は工事が出来ません。
- 契約期間中の商品変更・追加は不可とします。ただし、8点中4点未満で契約開始している場合は、規定商品8点の中から追加可能な商品に限り追加は可能とします。またその際に発生する配送料・設置料等又は宅配代金はお客様が負担するものとします。
- 甲はレンタル契約満了日よりおよそ1ヵ月前までにレンタル期間満了のお知らせをレンタル契約開始時にご指定いただいた住所に郵送にて発送し、お客様は期間満了のお知らせに記載ある返送期日までに契約更新・終了依頼書（以下「依頼書」という。）を返送又は電話にて返答するものとします。後日、甲より発行される更新のレンタル明細確認書（以下「更新レンタル明細書」という。）をご確認ください。更新においては1年単位での更新を可能とし、更新レンタル料として20,000円（税抜）グレードアップ商品がある場合は22,000円（税抜）そのほかオプション商品がある場合はオプション代金が発生します。また、最大契約可能期間は契約時から3年間までとします。また、2年間以上レンタルした場合商品所有をお客様に転換譲渡とすることが出来るものとします。その後は故障対応不可、回収不可となり、商品の処分等においてはお客様の管理下で行っていただき、商品についての問い合わせ等においても出来かねますので、ご注意ください。ご解約のお客様は希望回収日時の記載後ご返送ください。尚、お客様の回収希望日がレンタル期間満了のお知らせが到着して10営業日以内のお客様や甲への返送期日より10営業日以内のお客様は返送期日を待たずにご連絡をください（あるるフリーダイヤル0120-202-252）。尚、ご郵送にてのお手続きをご希望のお客様は甲に返信用封筒が到着するまでの返送期間が平日3日～6日程掛かりますので返送期間もご考慮の上返信してください。10営業日以内のご連絡の場合はご希望に添えかねる場合がありますのでご了承下さい。
- 依頼書の返送又はご連絡、また更新レンタル明細書の返送がない場合は、満了日を解約日とし、甲はレンタル商品の回収訪問することができ、お客様は返却に応じるものとします。
- レンタル契約を解約する場合は1ヵ月前までに連絡をしていただき、甲が申し出を受けた日から起算して1ヵ月後を解約日とするものとします。但し、お客様の回収希望日が1ヵ月以上の期間がある場合はお客様の回収希望日を解約日とします。商品の返却については解約日までの間に返却していただきます。また解約金は必要ございませんが、レンタル料金や配送料他の受領済みの金員の返却もございません。
- 甲はお客様が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちにレンタル契約を解除することが出来ます。
 - 申込書に虚偽の記載や申し出があった場合
 - レンタル料金等の支払が1ヵ月以上滞り、甲からの催促にもかかわらず支払が実行されない場合
 - その他、本規約に違反した場合
- お客様は商品を管理者の注意をもって使用中管理するものとし、これらに要する消耗品（照明器具の蛍光灯やTVのリモコンの電池など）の費用はお客様が負担するものとします。商品を本来の使用目的以外に使用すること、及び商品に対して甲の許可なく修理、改造や甲の所有権を明示するステッカーの除去処置を行うことを禁止するものとします。これらの行為が確認された場合はお客様に商品を買取っていただくものとします。
- お客様の責によらない商品の欠陥により商品が通常の機能を発揮できない場合、甲は代替品を用意するものとします。但し、代替品の品番や年式などの指定は出来ません。契約期間3年間までが保証対象となります。またその際にかかる修理・配送料等の費用は甲が負担するものとなります。但し、甲の設置不具合による水漏れ・動作不良・破損については、納品より7日以内に甲へ連絡するものとします。連絡が7日を経過している場合は初期不良とみなさず、甲は責任を負わないものとします。また、「ご自身で設置・梱包エリア」または設置を希望されなかった際の設置ミスによる破損・水漏れなどによる保守は出来兼ねます。
- お客様の過失、天災地変、その他不可抗力の場合において商品が故障し、通常の機能を発揮できない場合、甲は代替品を用意しますが、その際にかかる修理費、配送費、備品購入費、当該商品の仕入金額相当額はお客様が負担するものとします。
- お客様の適正な商品の管理、設置、保管、使用によってお客様並びに第三者が損害を被った場合には、速やかに甲へ連絡をするものとします。
- お客様の責によりお客様並びに第三者が損害を破った場合には、お客様が賠償の責を負うものとします。

25. お客様は下記事項に関して甲に対し異議苦情の申立て及び損害賠償請求等いかなる請求もしないものとします。
 1. 天災地変、ストライキその他の不可効力並びに甲指定の運送会社の都合、その他専ら甲の責に帰し得ない事由による商品の遅延または納品・回収不能。
 2. 商品が正常に機能している条件下での、商品の仕様、構造、品質、その他商品に関する一切の事項。
 3. 商品の選択、決定に際してのお客様の錯誤。
26. 商品が天災地変、その他不可抗力の場合において滅失し、または毀損・損傷して修理・修復不能となった時は、お客様は甲に対しその旨を連絡し甲がその事情を認めるときにこの契約を終了するものとします。この場合は、お客様はその原因の如何にを問わずに契約終了時点での当該商品の仕入金額相当額を甲へ支払うものとします。
27. お客様は商品について甲の所有権を侵害すること（担保に入れる・第三者に譲渡する等の行為）をしないものとします。
28. 第三者が商品について権利を主張し、また仮処分や強制執行にて甲の所有権を侵害するおそれがある時は直ちに甲へ連絡するものとします。
29. お客様は商品をレンタル明書記載の使用場所から甲の許諾なく移動はしないものとします。使用場所を変更される場合は、その旨を事前に連絡し甲に承諾を得なければなりません。またその際に発生する配送料・設置料等又は宅配代金はお客様が負担するものとします。また1都3県外での使用は出来かねます。引越する場合や申告なく1都3県へ引越しされていた場合は、2年契約期間のレンタル料代金を支払っていただき（差分のご請求となります）解約扱いとし1都3県内であれば回収、または商品所有をお客様へ転換譲渡とする。
30. お客様は次の項目に変更があった場合甲に直ちに連絡するものとします。
氏名・納品場所・電話番号・ご勤務先
31. 返却時における商品は、通常使用可能な状態でご返却いただくものとし、B-CASカード、リモコン、しゃもじ、計量カップ等の付属品もご返却いただきます。その際、使用目的以外の取扱い、お客様の不注意による傷や凹み、生活環境以外でのご使用が原因となった商品損傷及び故障や紛失が発見された場合は、お客様に当該商品をお買取りいただくものとし、買取金額は返却時点での当該商品の仕入金額相当額とします。
32. 液晶TVやHDDレコーダーで有料放送を契約された場合は、予め契約を解約されてから商品のご返却をいただくものとします。解約されなかった事により、お客様が被った損害に関しては、甲は責任を負わないものとします。
33. HDDレコーダー等の録画機につきましては、甲への返却後、甲は全データの消去を行います。当該データが消失したこと、或いは消失しなかったことによりお客様が被った損害に関しては、甲は責任を負わないものとします。
34. 消費税につきましては、毎月1日を基準日としてご請求させていただきますので、申込手数料、レンタル料、配送料その他諸経費が変更になる場合があります。
35. 甲はレンタル契約に関連して知り得たお客様の個人情報に関し、配送や修理等で業者を利用する場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。その他、個人情報の取り扱いに関しては甲のホームページ上の個人情報保護ポリシーをご参照ください。
36. お客様が未成年の場合は保護者様に代わってご契約者様になっていただきます。また日本国籍以外のお客様で通訳が必要な場合は代理人にご契約者様になっていただく場合がございます。
37. アウトレット契約プランは、法人契約となります。甲の審査部規定により、必要と判断した場合、連帯保証人をお付けいただきます。
38. お客様からの回収希望日が甲及び甲の配送委託業者の年末年始や夏季休暇に伴い納品回収にお伺い出来兼ねる場合がございます。日程につきましては甲のホームページにて記載致しますのでご注意ください。またレンタル期間満了日が年末年始にあたる場合は甲のホームページ記載の指定延長期間の間に限りレンタル料は甲の負担とします。
39. この契約に関する紛争解決につきましては、甲の本店所在地の管轄裁判所とします。
40. この契約に定めのない事項、また本規約に疑義が生じた時はお客様と甲の双方が誠意を持って協議の上解決を図るものとします。

株式会社あるる